

特別養護老人ホームそらの木短期入所事業所
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

特別養護老人ホームそらの（介護予防）木短期入所事業所 『重要事項説明書』

1 施設運営事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人レモンガラス
代 表 者 名	岡山 好男（理事長）
所在地・連絡先	（住所）京都市山科区大宅打明町15番地 （電話）075-502-1030 （FAX） 075-502-1151

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	特別養護老人ホームそらの木短期入所事業所
所在地・連絡先	（住所）京都市山科区大宅打明町15番地 （電話）075-502-1030 （FAX）075-502-1151
事業所番号	2674100975
管理者の氏名	伊藤 禎哉（施設長）
事業の目的	特別養護老人ホームそらの木短期入所事業所は、ユニットケア方式を導入し、利用者が施設サービス計画に基づきその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。利用者に日常生活を営む為に必要な居室等をご利用いただき、施設介護サービスを提供します。
理 念	1、一人ひとりが尊厳を失うことなく、住み慣れた地域でいきいきと穏やかに暮らせる施設を目指します。 2、明るい家庭的な雰囲気をもって地域との関わりを深め、地域から要望され活用される施設を目指します。
利 用 定 員	18名
営業日	365日
送迎実施地域	京都市山科区・伏見区役所醍醐支所管内 大津市 横木・茶戸町・藤尾奥町（藤尾奥町ランプ以南）

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）
管 理 者	1

医 師	1以上
生活相談員 (介護支援専門員)	1以上
栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介 護 ・ 看護職員	6以上

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)
生 活 相 談 員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)
介 護 職 員	早出 7:00～15:30 日勤 8:30～17:00 遅出 13:30～22:00 夜勤 21:45～翌7:15
看 護 職 員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)
医師	正規の勤務時間帯 (9:00～11:00)
栄養士	正規の勤務時間帯 (9:00～17:30)

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と身体状況に配慮した食事を提供します。
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
自立への支援	・ 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。 ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助を行います。 ・ シーツ交換は週1回実施します。(汚染時は随時交換)
健康管理	・ 血圧測定等利用者の健康状態の把握を行います。 ・ 緊急時等必要な場合には利用者の主治の医師、救急搬送希望医

	療機関、又は当施設協力医療機関等に責任を持って引継ぎます
送迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。
相談及び援助	・利用者及びそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口：生活相談員・介護支援専門員)
生活相談等	・利用者の生活面での相談・援助を行います。 ・各種レクリエーション等を提供します。

イ 費用

- (1) 介護保険の適用がある場合は、原則として 1 割負担（別表 1）・2 割負担（別表 2）・3 割負担（別表 3）料金表の額が利用者負担額となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。

※利用料滞納により選択サービスについては提供できない場合があります。
(滞納 6 カ月で契約解)

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由についてご説明致します。

※キャンセル料

入所日の午前 9 時までに申し出がなかった場合、入所後最初に提供予定であった食事料金を徴収します。

(2) 利用料等のお支払方法

原則口座引き落としとなります。引き落としができなかった場合は、前月利用料金を当月末日までに下記指定口座にお振込み下さい。（請求書・領収書の発行は毎月 10 日頃）

京都中央信用金庫西野山支店
普通預金口座（口座番号 0287041）
口座名義 社会福祉法人レモングラス
特別養護老人ホームそらの木
理事 岡山 好男

※入金確認後、領収書を発行します。

※施設窓口での利用料金のお支払いは受付けておりません。

4 契約解除の場合

当事業所との契約では契約終了期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約を解除させていただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者から契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下を参照下さい）
- ⑥ 事業者から契約解除の申し出を行った場合。（詳細は以下を参照下さい）

★利用者からの申し出による契約解除の場合

契約の有効期間であっても、利用者から契約の解除を申し出ることができます。その場合には、契約解除を希望する7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③ 利用者が3カ月以上入院された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適当な対応を取らない場合。

★事業者からの申し出により契約の解除をしていただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約の有効期限があっても、契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービスの料金の支払いが6カ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が連続して3カ月以上病院又は診療所に入院した場合。

- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合等。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口 ・ 第三者評価受診

当事業所苦情等相談窓口	苦情解決責任者： 管理者 伊藤 禎哉 窓口担当者： 生活相談員 吉田 麻子 生活相談員 牧野 郁 ご利用時間 9:00～17:00 電話番号：075-502-1030 FAX：075-502-1151 ご意見箱（玄関・各階E Vホールに設置）
苦情解決第三者委員	氏 名：児玉 直久 受付時間：9：00～12：00（月曜日～金曜日） 電話番号：090-8975-9592
京都市山科区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：9:00～17:00（月曜日～金曜日） 電話番号：075-592-3290 FAX：075-592-3110
京都市伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：9:00～17:00（月曜日～金曜日） 受付時間：9:00～17:00（月曜日～金曜日） 電話番号：075-571-6471 FAX：075-573-1505
大津市役所介護保険課	受付時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日） 電話番号：077-528-2753 FAX：077-526-8382
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：9:00～17:00（月曜日～金曜日） 電話番号：075-354-9090 FAX：075-354-9055

第三者評価受診状況

・受診日：R7.1.29 ・機関：京都市老人福祉施設協議会

※「京都 介護・福祉サービス第三者評価支援機構」ホームページにて公表

6 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市区町村、居宅介護支援事業者、救急隊又は医療機関、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故報告書を作成し、リスクマネジメント委員会において事故原因を究明しその後の再発防止に努めます。

また、当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害は事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について利用者の故意又は、過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状態を勘案して、相当と認められる範囲について、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める特別養護老人ホームそらの木「消防計画」に従い対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める特別養護老人ホームそらの木「消防計画」に従い年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	57個所
	避難階段	2個所	内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	48個所	避難器具	3
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	京都市山科消防署への届出の有無：有り 防火管理者： 平井 良亮			

8 サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00 ～ 17:00 来訪・面会者は、面会時間を遵守し、来所者カードに氏名を記入して下さい。 来訪・面会時は、道路や施設の敷地以外の場所に違法駐車をして下さい。 ※面会時間は、新型コロナウイルスの感染状況等により適宜、別途お知らせをさせていただきます。 ※施設前の道路は、スクールゾーンの為、午前7時半から午前8時半までの間は通行できません。 (土・日・祝を除く)
-------	--

外出	外出の際には必ず行き先と、帰宅時間を職員に申し出て下さい。なお、3 日前までに申し出ない場合は、食費の返還ができない場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内や居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	施設内・敷地内は禁煙（喫煙場所はありません）・禁酒となっております。また飲酒された状態でのサービス利用もお断りさせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。近隣住民の方のプライバシー保護の為、ベランダからの覗き込み等をして下さい。 また、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、お断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。近隣への糞害防止の為、鳩や野鳥等の動物に餌をやらないようにして下さい。

その他

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示して下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。（施設では金品のお預かりは致しません）

営業日及びご利用の予約方法

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の3 カ月前から受け付けております。

短期入所生活介護サービスの利用の開始にあたり、利用者及びその家族等に対して、本書面に基づいて重要事項を説明し、交付致します。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市山科区大宅打明町 15 番地
法 人 名 社会福祉法人レモングラス
事 業 所 名 特別養護老人ホームそらの木
短期入所事業所（介護予防）
（事業所番号） 2674100975
施 設 長 伊藤 禎哉

説明者 職 名 短期入所生活相談員
氏 名 吉田 麻子

私は、重要事項説明書に基づいて短期入所生活介護（介護予防）のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

また、必要に応じて居宅介護支援事業所並びにサービス担当者会議等に情報提供する場合があることに同意します。

介護給付対象外その他の利用料についても、本書面にに基づき説明を受け、希望により利用した場合は、所定の利用料を支払うことに同意します。

令和 年 月 日

(利用者本人) 住 所 _____

氏 名 _____

(連帯保証人) 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

(家族等)

住 所

氏 名 _____ (続柄 _____)

住 所

氏 名 _____ (続柄 _____)

(別表 1) ※別表 1 は、1 割負担の場合

・介護保険給付サービス利用料金（※介護保険負担割合証の負担割合に従う）

	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
要支援 1	529単位	5,580円／日	558円／日
要支援 2	656単位	6,920円／日	692円／日
要介護 1	704単位	7,427円／日	743円／日
要介護 2	772単位	8,144円／日	815円／日
要介護 3	847単位	8,935円／日	894円／日
要介護 4	918単位	9,684円／日	969円／日
要介護 5	987単位	10,412円／日	1,042円／日

・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護加算項目（利用者全員にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位	189円／日	19円／日	夜勤を行う介護・看護基準+1以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	232円／日	24円／日	介護福祉士80%以上
機能訓練体制加算	12単位	126円／日	13円／日	理学療法士等1名以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ（予防）	22単位	232円／日	24円／日	介護福祉士80%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ	※			※算定した単位数の17.6%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ（予防）	※			※算定した単位数の17.6%

・その他の加算項目（利用者個別にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
送迎加算	184単位	1,941円／回	195円／回	実施した場合のみ（片道）
療養食加算	8単位	84円／回	9円／回	該当者のみ
若年性認知症受入加算	120単位	1,266円／日	127円／日	65歳誕生日の前々日まで
緊急短期入所受入加算	90単位	949円／日	95円／日	該当者のみ7日間限度

生産性向上推進体制加算Ⅱ 予防生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	105円／月	11円／月	1月に1回
短期送迎加算(予防)	184単位	1,941円／回	195円／回	実施した場合のみ(片道)
短期生活療養食加算(予防)	8単位	84円／回	9円／回	該当者のみ
短期生活若年性 認知症受入加算(予防)	120単位	1,266円／日	127円／日	該当者のみ

・介護保険給付対象外サービス(法定代理受領サービスに該当しないサービス提供利用料)

項目	内容	金額
滞在費 (ユニット型 個室)	利用者負担段階：第4段階の方(1～3段階以外)	3,000円/日
	利用者負担段階：第3段階の方	① 1,370円/日 ② 1,470円/日
	利用者負担段階：第2段階の方	880円/日
	利用者負担段階：第1段階の方	880円/日
食費	利用者負担段階：第4段階の方(1～3段階以外)	1,680円/日
		(朝 340円) (昼 670円) (夕 670円)
	利用者負担段階：第3段階の方の上限	①1,030円/日 ②1,360円/日
	利用者負担段階：第2段階の方の上限	600円/日
	利用者負担段階：第1段階の方の上限	300円/日
おやつ代	おやつに対する費用です。希望者に提供します。	140円(税込)
日用品費等	日常生活の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものの費用	実費
レク・クラブ 活動費	利用者の希望によるレクリエーションや 野外活動への参加料金(交通費及び同行職員分を含む)	実費

書類発行手数料	領収書再発行料	550円/枚（税込）
複写物交付料	コピー代	33円/枚（税込）
写真代	・写真1枚あたり。データの場合も1枚あたり ・動画記録媒体1つあたり	・55円/枚（税込） ・550円/媒体（税込）
電気代	電気機器を持ち込まれた場合。1器具1日あたり	55円/日（税込）
テレビレンタル代	利用した場合のみ	55円/日（税込）
キャンセル料	実費	当日朝食（8：00）・昼食（12：00）・夕食（18：00）・ おやつ（15：00）の各提供時間の30分前までに申し出がな かった場合、該当する食事料金を徴収致します。
エンゼルケア費	死亡処置料（実施した場合のみ）	11,000円（税込）

（別表2）※別表2は、2割負担の場合

・介護保険給付サービス利用料金（※介護保険負担割合証の負担割合に従う）

	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
要支援1	529単位	5,580円/日	1,116円/日
要支援2	656単位	6,920円/日	1,384円/日
要介護1	704単位	7,427円/日	1,486円/日
要介護2	772単位	8,144円/日	1,629円/日
要介護3	847単位	8,935円/日	1,787円/日
要介護4	918単位	9,684円/日	1,937円/日
要介護5	987単位	10,412円/日	2,083円/日

・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護加算項目（利用者全員にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位	189円/日	38円/日	夜勤を行う介護・看護基準+ 1以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	232円/日	47円/日	介護福祉士80%以上
機能訓練体制加算	12単位	126円/日	26円/日	理学療法士等1名以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ（予防）	22単位	232円/日	47円/日	介護福祉士80%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ	※			※算定した単位数の17.6%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ（予防）	※			※算定した単位数の17.6%

・その他の加算項目（利用者個別にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
--------	--------	----------	--------	----

送迎加算	184単位	1,941円／回	389円／回	実施した場合のみ（片道）
療養食加算	8単位	84円／回	17円／回	該当者のみ
若年性認知症受入加算	120単位	1,266円／日	254円／日	65歳誕生日の前々日まで
緊急短期入所受入加算	90単位	949円／日	190円／日	該当者のみ7日間限度
生産性向上推進体制加算Ⅱ 予防生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	105円／月	21円／月	1月に1回
短期送迎加算（予防）	184単位	1,941円／回	389円／回	実施した場合のみ（片道）
短期生活療養食加算（予防）	8単位	84円／回	17円／回	該当者のみ
短期生活若年性 認知症受入加算（予防）	120単位	1,266円／日	254円／日	該当者のみ

・介護保険給付対象外サービス（法定代理受領サービスに該当しないサービス提供利用料）

項目	内容	金額
滞在費 （ユニット型個室）	利用者負担段階：第4段階の方	3,000円／日
食費	利用者負担段階：第4段階の方	1,680円／日
		（朝 340円） （昼 670円） （夕 670円）

おやつ代	おやつに対する費用です。希望者に提供します。	140円(税込)
日用品費等	日常生活の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものの費用	実費
レク・クラブ活動費	利用者の希望によるレクリエーションや野外活動への参加料金（交通費及び同行職員分を含む）	実費
書類発行手数料	領収書再発行料	550円/枚（税込）
複写物交付料	コピー代	33円/枚（税込）
写真代	・写真1枚あたり。データの場合も1枚あたり ・動画記録媒体1つあたり	・55円/枚（税込） ・550円/媒体（税込）
電気代	電気機器を持ち込まれた場合。1器具1日あたり	55円/日（税込）
テレビレンタル代	利用した場合のみ	55円/日（税込）
キャンセル料	実費	当日朝食（8：00）・昼食（12：00）・夕食（18：00）・おやつ（15：00）の各提供時間の30分前までに申し出がなかった場合、該当する食事料金を徴収致します。
エンゼルケア費	死亡処置料（実施した場合のみ）	11,000円（税込）

（別表 3）※別表 3 は、3 割負担の場合

・介護保険給付サービス利用料金（※介護保険負担割合証の負担割合に従う）

	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
要支援 1	529単位	5,580円／日	1,674円／日
要支援 2	656単位	6,920円／日	2,076円／日
要介護 1	704単位	7,427円／日	2,229円／日
要介護 2	772単位	8,144円／日	2,444円／日
要介護 3	847単位	8,935円／日	2,681円／日
要介護 4	918単位	9,684円／日	2,906円／日
要介護 5	987単位	10,412円／日	3,124円／日

・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護加算項目（利用者全員にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位	189円／日	57円／日	夜勤を行う介護・看護基準+1以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	232円／日	70円／日	介護福祉士80%以上
機能訓練体制加算	12単位	126円／日	38円／日	理学療法士等1名以上
サービス提供体制強化加算Ⅰ（予防）	22単位	232円／日	70円／日	介護福祉士80%以上

介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ	※	※算定した単位数の17.6%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ2）ロ（予防）	※	※算定した単位数の17.6%

・その他の加算項目（利用者個別にかかる加算項目）

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	備考
送迎加算	184単位	1,941円／回	583円／回	実施した場合のみ（片道）
療養食加算	8単位	84円／回	26円／回	該当者のみ
若年性認知症受入加算	120単位	1,266円／日	380円／日	65歳誕生日の前々日まで
緊急短期入所受入加算	90単位	949円／日	285円／日	該当者のみ7日間限度
生産性向上推進体制加算Ⅱ 予防生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	105円／月	32円／月	1月に1回
短期送迎加算（予防）	184単位	1,941円／回	583円／回	実施した場合のみ（片道）
短期生活療養食加算（予防）	8単位	84円／回	26円／回	該当者のみ
短期生活若年性 認知症受入加算（予防）	120単位	1,266円／日	380円／日	該当者のみ

・介護保険給付対象外サービス（法定代理受領サービスに該当しないサービス提供利用料）

項目	内容	金額
滞在費 (ユニット型個室)	利用者負担段階：第4段階の方	3,000円/日

食費	利用者負担段階：第4段階の方	1,680円/日
		(朝 340円) (昼 670円) (夕 670円)
おやつ代	おやつに対する費用です。希望者に提供します。	140円(税込)
日用品費等	日常生活の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものの費用	実費
レク・クラブ活動費	利用者の希望によるレクリエーションや野外活動への参加料金(交通費及び同行職員分を含む)	実費
書類発行手数料	領収書再発行料	550円/枚(税込)
複写物交付料	コピー代	33円/枚(税込)
写真代	・写真1枚あたり。データの場合も1枚あたり ・動画記録媒体1つあたり	・55円/枚(税込) ・550円/媒体(税込)
電気代	電気機器を持ち込まれた場合。1器具1日あたり	55円/日(税込)
テレビレンタル代	利用した場合のみ	55円/日(税込)
キャンセル料	実費	当日朝食(8:00)・昼食(12:00)・夕食(18:00)・おやつ(15:00)の各提供時間の30分前までに申し出がなかった場合、該当する食事料金を徴収致します。
エンゼルケア費	死亡処置料(実施した場合のみ)	11,000円(税込)

※「介護保険負担限度額認定証」について

負担限度額の認定を受けるには、区役所の福祉介護課で申請の手続きが必要です。

申請・ご提示のない場合には、減額の認定が受けられませんのでご注意下さい。

認定された方には「介護保険負担限度額認定証」が送付されますので、必ず当事業所にご提示下さい。

この負担限度額の認定を受けた方は、食費と居住費について、それぞれの段階の負担限度額をお支払いいただきます。

負担限度額は、所得や課税状況などから利用者の段階を4つに区分します。そのうちの第1段階から第3段階の方が対象者となります。